平成２６年（フ）第２５７号
徳島県徳島市川内町富久102番地の５　リージェンシー悠久が丘、旧住所徳島県板野郡上板町神宅字西金屋18番地　神宅団地２号棟１号室
債務者　大下　正**廣**
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
福岡県飯塚市上三緒１番地27
債務者　中牟田あつ子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第７５号
青森県十和田市東二十二番町23番41号　立崎アパート３号室、旧住所青森県十和田市大字三本木字千歳森293番地８　ベルアームちとせC
債務者　今村由香利（旧姓川原・宅石）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第６３号
福岡県行橋市西宮市４丁目10番４号
債務者　城土　利子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
福岡県行橋市神田町２番12―410号
債務者　今村　征広
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
京都府京丹後市網野町下岡1133番地
債務者　臼井　紀子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第６５号
京都府京丹後市網野町下岡11番地の１
債務者　坂口　秀喜
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１１８号
宮城県大崎市古川清滝字明神117番地
債務者　加藤　邦宏
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
新潟県十日町市本町西１丁目253番地14
債務者　上村　和也
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３８６号
名古屋市守山区泉が丘602番地　サンパティークＡ号、従前の住所名古屋市千種区萱場２丁目10番４号
債務者　水野ちづ子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０号
青森県弘前市大字中野２丁目７番地３　市営住宅Ｂ―307号、前住所千葉県千葉市花見川区千種町295番地２　テクノパレス517号
債務者　川村　悠
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１９９２号
名古屋市天白区平針２丁目1012番地　ハウス太平301号
債務者　長尾　秀明
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５３号
熊本市東区新外３丁目３番35号　大島ハイツ15号、前住所熊本市東区長嶺南６丁目16番20―102号　サンエーハイツ小峯
債務者　岡本　孝子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
大分県佐伯市中ノ島東町２番56号　勉強堂団地31号
債務者　西田　栄吾
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
高知県幡多郡黒潮町浮鞭2139番地２
債務者　森　　鶏郎
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第７２号
高知県幡多郡三原村大字上下長谷47番地
債務者　安沢　　訓
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第７３号
高知県宿毛市中央１丁目５番８号　ハカマコシ館２Ｆ
債務者　森下しのぶ
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで　高知地方裁判所中村支部